

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○高島委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。尾辻かな子君。

○尾辻委員 立憲民主党・市民クラブの尾辻かな子です。

まず冒頭、金曜日にこの委員会で、高度プロフェッショナル制度創設を含む働き方改革関連法案の強行採決が行われました。その強行採決の朝に更に六件、都合十二件ですけれども、平成二十五年度労働時間等総合実態調査の間違いが指摘をされ、その調査の信憑性を更に欠いた上にこのような暴挙であり、怒りを禁じ得ません。

年間百四日、四週四日の休日以外、長時間労働をとめる強制的な歯どめがない高度プロフェッショナル制度は、長時間労働を促進し、過労死をふやします。その私たちの懸念に対して、委員会において、真摯に答えていただいたとは全く言えません。健康管理時間は実労働時間ではありませんので、長時間労働による死者はふえても、実労働時間が把握できずに、過労死認定される人は逆

に減るという逆転現象まで起こる可能性があります。職種は省令で決めることができますので、ほとんど追加される可能性があります。

私たちは、高度プロフェッショナル制度導入は過労死促進制度であり、労働者の命を守るべき厚生労働委員会においてこのような法律を認めるわけにはいかない。本会議採決においても、与党の皆さんにもぜひ立ちどまっていただいて、再考をいただきたいというふうに強く申し上げておきます。

きょうはデータの精査をさせていただきたいんですが、その前に一点だけ、きょうの毎日新聞の記事について、一件確認をしたいと思えます。

きょうの毎日新聞の一面に「障害年金千人打ち切りか」という記事が載っております。「日本年金機構が障害基礎年金の受給者約千人余りに対し、障害の程度が軽いと判断して支給打ち切りを検討していることが判明した。対象者には、特例的に一年間の受け取り継続を認めつつ、今年度中に改めて支給の可否を審査するとの通知が届いている。都道府県単位だった審査手続きが全国で一元化された影響とみられるが、受給者の間には「症状は改善していないのに困る」と戸惑いが広がっている。」ということ、御本人さん、何も悪くもないのに、日本年金機構の仕組みが変わったことで千人以上の人が障害年金を受け取れなくなる。こんな勝手にゴールポストを動かしていいんでしょうか。

ちよつときょうは時間がないので、一つ確認をしたいと思います、この千人は全員、二十前の障害

がある成人に送っています。これは、二十前から障害があつて、二十になつて障害年金を申請した、こういう人たちを狙い撃ちしたものでしょうか。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

障害年金は、受給者が障害等級に該当している間出し続けるということで、障害等級に該当しなくなったときは支給を停止するというところで、法律の規定でございます。

したがいまして、これに必要な情報をいただくために、省令によりまして、障害基礎年金の受給者の方々には定期的に主治医の診断書を機構に提出していただかなければならないというふうにしてございます。これは、二十前障害等々にかかわらずお出しただいてございます。

障害基礎年金に関する審査につきましては、従来、日本年金機構の都道府県ごとの事務センターで行つてございまして、認定基準の適用に地域差があるのではないかな等の指摘を受けてございまして。

そこで、平成二十九年四月から、認定医の確保や認定の均一化を図るために、本部の障害年金センターに集約化したところでございます。

こうしましたところ、昨年、障害年金センターにおいて、今回提出された診断書のみを見ると障害等級に該当しないという判断がされますけれども、前回の認定時は同様の診断書の内容で障害等級に該当すると判断されたケースが多々存在するということがわかつたところでございます。

障害年金は、受給者が障害等級に該当しなくな

ったと判断される場合には、初めて支給停止になる仕組みでございませけれども、日本年金機構では、このような状態で約千人の方に障害に該当しなくなると一律に判断することは困難と考えまして、直ちに支給停止することではなく、一年後に改めて診断書の提出を受けた上で審査をする、このようにしたところでございます。

いずれにしても、今後、日本年金機構におきまして適切な対応をしまいたいと考えてございます。

○尾辻委員 お答えがちょっとずれている気がするんですが。

ちよつと、とりあえず、同じ診断書が前回出て障害年金をもらっているのに、同じような診断書で今度はだめだというの、これはこちら側の、厚生労働省側の、二重の、勝手に解釈を変えているということになりませんか。障害年金を受けている人から見たら、青天のへきれきなわけですよ。同じ状態のままなのに、来年から年金が受けられませんが、こんな都合な、勝手なことをしているんでしょうか。

さつき聞きましたが、二十前を狙い撃ちにしてあるんですか。記事では、二十前から障害がある成人に送っていると言っていますから、ここの有無、有無だけで結構です。

あと、これから、二十以降で国民年金受給の方が障害を負って障害年金をもらった、こういう人にまで広げるつもりかどうか、お答えください。

○高橋政府参考人 二十前障害ということに限定して行っているわけではございませんで、障害の

認定で定期的に診断書を出していただく、こういう仕組みはございます。

その中で、今回、定期的にいただいているものにつきまして生じたものでございますので、その方につきまして、お一人お一人丁寧に検討して対応していくところでございます。

○尾辻委員 さらに広がるということで驚愕です。

こんなことをやっていたら、厚生労働行政に対する信頼とか、もうあり得ませんよ。障害年金で暮らしている人たちの生活をどれだけ脅かしているか。これはまた今後議論していきたいと思えますので、強く強く、こういうことはするべきでないということをおきたいと思えます。

きょうの理事会でもまた新たなクロス集計のミス、そして標準偏差のミスが出てきております。これについては、また後の委員がしていただけると思いますが、私の方は、まず、五月二十五日に出していただいた、異なる通し番号でデータが全て一致している六件で二重集計の件について、まず確認をしていきたいと思えます。

これは、まず、六件ありますけれども、十二事業所番号があります。削除したのは六事業所ですか、それとも十二事業所ですか。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

この削除した事業場の件数でございますけれども、ペアになつておりますので、全体では十二が重複をしていたわけでございますけれども、そのうちの片方を削除するということしておりますので、削除した件数は六件でございます。

○尾辻委員 それで、コピーの混在があったとい

うことで二重集計したということなんですが、一体コピーがどの段階で混入したんでしょうか。

○山越政府参考人 今回の二十五年労働時間等総合実態調査でございますけれども、監督官に調査票を配付いたしましたして、記入した調査票を各労働局で取りまとめ、厚生労働省労働基準局に送られて、それから集計の委託先に送ったという経過になっておまして、どの時点でそういったコピーが混在してしまったかということは判明していません。

○尾辻委員 どういう管理をしたらコピーが混在するんですか。だって、もともと原票なわけでしょう。

もともと、私もきのう聞きましたけれども、調査の調査票というのはA3で三枚物で二つ折りになってホッチキスになっているんですよ。これを調査して、聞き取って、そしてそれを集計して送るわけですよ。

例えば、私の配付資料の中に、一枚めくって二ページ目を見ていただきたいんですけども、右側には、ちゃんと何月何日部送りですよというふうに、この配付状を使い、送付状を使いと書いてありますよね。自分たちが調査した事業場とそれを送った部数が違つたら、わかるのが当然じゃないんですか。

○山越政府参考人 この調査票でございますけれども、今申しましたように、労働基準監督署の監督官で作成したものが各労働局に送られ、そこから所要の枚数が厚生労働省の労働基準局に送られるという仕組みでございまして、その時点で所

要の枚数あったかどうかということであれば、その枚数というのはそこで管理していたのではないかとというふうに考えます。

○尾辻委員 いや、ですから、なぜコピーが混入するんですかと聞いているんですよ。

○山越政府参考人 今回の労働時間等総合実態調査でございますけれども、これについては、調査票に記入したその調査票自体を返送していただく、厚生労働省労働基準局に送っていただくという仕組みにしていたわけでございますけれども、その中でコピーというものが送られてきたこともあったわけでございまして、そういった中で、今回、こういった混在が起こったというふうに考えております。

○尾辻委員 つまり、原票を返すように指示してないということですか。

○山越政府参考人 これは、付表の回収に当たりましては、各労働局から、原則として付表本体を送付させていたものでございますけれども、原本のコピーが送られてきたケースもあったというふうに聞いています。

○尾辻委員 全然調査として管理できていないということですか。原票以外のコピーも許すということになったら、どれだけコピーが紛れていたってわからないじゃないですか。

原票でないコピーはどれぐらいあるんですか。この一万五千七百七十五事業所でしたかの中で、一体、何個あるんですか。

○山越政府参考人 今御指摘をいただきました全体の調査票の中でコピーであるものがどのくらい

の件数あるかということにつきましては、把握をしていないところでございます。

○尾辻委員 調べていただけませんか。

○山越政府参考人 今回の集計でございますけれども、重複があるということにつきましては精査を行いまして、六件あるということで、これについては除いて、削除し直しているところでございまして、そうしたことで正確性は担保されているというふうに思います。

○高島委員長 ちゃんと答えてください。それはもう、するかしないかだから、ちゃんと答えてください。

○山越政府参考人 今回の精査でございますけれども、原票との突合あるいは論理的チェックをいたしましたのでこの統計の精度が高まっているものというふうに考えておりまして、これに重ねて精査をしていくということは考えていないところでございます。

○加藤国務大臣 済みません、ちょっとその前に、障害年金のは非常に大事な話なので一言だけよろしいですか。

これについては、法律の実態は先ほど申し上げたとおりであります。しかし、これまで支給されてきたという事実もありますから、それを踏まえて一件一件丁寧にやりたいと思っております。

それから、二十以下が多いというのは、二十以下の場合には、六月に発給して、これは一括なんです。それ以外の方は誕生日ごとなので。そこがどんと出てきたということで、別にそこは差別的にやっているわけではなくて、たまたま運用上

そうなっているということは御理解いただきたいと思えます。

それから、今、データの問題。これは本当に、重ねてこういうことがあったことを改めておわびを申し上げなければならぬと思います。

その上で、委員の御指摘は、コピーの存在というよりは、ダブリがほかにないかという御懸念なんだろうというふうに思います。そういった意味においては、私ども、ダブリのある可能性というのは、同じ事項の中に同じデータが入っているということでありまして、それについては調べさせていただいた上で、ダブっていたのは六件ということで報告をさせていただいておりますので、改めて、そういった意味においては、コピー云々ということよりもダブリがあるかないかということという意味において、これ以上調査する必要はないのではないかと、こういうことを申し上げます。

○高島委員長 尾辻かな子君、もう一度質問してください。

○尾辻委員 私が言っているのは、原票管理ができていませんねということを言っているわけですよ。その調査が正しいかどうかというものは、原票を持っていったら、原票に記入して、その原票を送ることで、これは正しいということがわかるわけですよ。コピーであれば途中で塗りかえて数字を変えたって全然わからないわけでしょう。だから、コピーをもって原票にするという考え方がおかしくないような返し方をしたのは、一万五千五百件のうち

何件あったんですかと聞いています。それを調べてくださいと言っているわけです。これは調査の基本のキができていないということをおっしゃっているのと一緒ですから、それをお答えください、調査してくださいと言っているわけです。

○加藤国務大臣 いや、ですから、一定、先ほど局長から答弁したように、原則としては原票を回付するというのでありますけれども、何件かにおいて、そうしたコピーがある、そして、そのコピーをベースにデータをつくっている、このこともお認めしているわけでございますので、その上で、ちよつと委員の御指摘、そこについて、コピーを使っているということに対する御指摘、これはよく私は理解するんですが、その上で、そのコピーを使ったのが何件あるのかということ自体に、そこから何をおっしゃりたいのかということ、それを先ほど申し上げて、私なりに解釈すればそうじゃないかと申し上げたので、そこは違うということなんですけれども、そういった点で申し上げます。

ですから、今申し上げているように、何件あるかないかというよりも、何のために調べるかという意味において、要するに、私どもは、コピーをもって原本としている事例があるということはお認めをしているわけでありませう。

○高鳥委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。
山越労働基準局長。

○山越政府参考人 私ども、労働時間等総合実態調査でございますけれども、これは、本省への報告は原本が原則であったわけでございますけれども、コピーでも、それはいけないということではなくて、差し支えないものであったわけでございます。

私どもいたしましたしましては、できるだけ、今回の労働時間等総合実態調査、その調査結果を精査してより正確性を高めていくということが大切だと思っておりますので、今おっしゃられたようなことについて調査をしていくという考えはないところでございます。

○尾辻委員 コピーでも可なんてどこに書いていますか。

○山越政府参考人 私どもの取扱いは、これはコピーではいけないという取扱いはしていません。たところでございます。コピーでもこれは調査票として集計の対象となるものでございます。（発言する者あり）

○高鳥委員長 尾辻かな子君、質問を続けてください。質問を続けてください。

速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高鳥委員長 速記を起こしてください。

尾辻かな子君。

○尾辻委員 調査の基本で、コピーがだめだって書いていなかったらコピーがいいって、おかしいと思えますよ、私、調査として。だから混入が起るんです。もとの調査設計が間違っているんです。だから、こういう混入が起きて、本来

コピーしたものと原票なんて混ざるわけがないものが、ここで最初に調査設計を間違えているからコピーが混入しているんでしょう。本当の調査結果とコピーした分がわからなくなるなんて、調査の基本的な設計ができていないということなんです。

もう一つ、なぜ事業所がコピーでふえたのかわからなかったのか、明確に答えてくださいよ。だって、労働基準監督署に、例えば百調査しろとおりにいくわけでしょう、なのに、百一返ってきたらおかしくないですか。なぜここでわからないんですか。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、今般、原本のコピーが本体と合わさってあったケースがあったわけでございますけれども、それがどこで混入したかということはわかっていないところでございまして、今おっしゃられたのは、地方局から本省に、どういうふうな管理をしているかということでございます。まず、その時点で枚数は受取のときに恐らくチェックをしているかと思っております。その中で、その前なのか後なのかを含めまして、どのように混入したかというのは現時点ではわかっていないところでございます。

○尾辻委員 例えば、製造工場と異物が入りました、その異物がどこの製造工程に入ったかわからない、そうしたら営業停止でしょう。もう一回営業できるんですか。調べなきゃいけないでしょう。どうですか。

○酒光政府参考人 私どものところで再集計の方

をさせていただきましたので、その状況でお答えいたしますと、残っているものでいえば、労働局から送られてきた調査票と調査の枚数というのは、混入がない方に合っているような形になっているというふうに考えております。

ですから、これははっきりとしたことはわかりませんが、混入は本省の作業の中で生じたんだらうというふうに考えておまして、なぜそれが起きたかという点、受け付けのときの処理について、まだちょっと手なれていない職員が取り扱ったからじゃないかというふうには想像しております。

なぜわからなかったかということにつきましては、データを処理するときに事業場名とかそういうものはもう一切取っていますので、事業場の受け付け番号といいますか、事業場の番号ですね、新たに振った事業場の番号で管理していますが、混入したコピーも含めてもう番号が振られていたもので、集計の段階ではちょっと気がつかなかったということでもあります。

でも、今回先生から御指摘いただいて、同じものがあるんじゃないかということいろいろなデータの入力チェックをしたところ、六件、総数で十二件になりますけれども発見した、こういう経緯でございます。

○尾辻委員 ですから、それ自身が、なぜもともとの事業所の調査にユニーク番号、固有の番号が振られていないのかということなんですよ。

めくっていただいたところの二ページ目に、ここには三十二と書いてありますよね。普通、事業

所に固有の番号をつけ、それをデータにやっつけていないと、これはひもつけられませんよね。今どうやって原票に当たっているんですか。ひもつけはどうしているんですか。

○酒光政府参考人 お答えいたします。

今、原票に当たるとは当たり方は、そこに書いてある番号に基づいて当たっているわけなんですけれども、この番号を振られたのが、調査の集計を行う機関、委託している機関がございまして、そこに送った段階で多分振られたというふうにご覧いただけます。ですから、送られる段階で既に入があったので、混入されたものにも番号がついていたと。

ちょっとわかりにくいでしょうか。ダブリがあるわけですが、ダブルされた双方に違う番号が振られてしまったということでもあります。

○尾辻委員 この番号は一緒でしょう、この添付のしている。

事業所番号が違うのは、コピーの混在で二つあったというのとはわかってはいますけれども、ここにある番号で、いや、普通は、だから、事業所一つ一つに番号が振られているはずなんです。それを、データ入力するときユニーク番号を振るからこういうことになるんです。つまり、この調査というのは非常に不正確だということなんです。

○山越政府参考人 今回の二十五年度の調査に際しまして、今統括官からも御説明しましたように、調査票を監督署で配付した時点で何らかの番号を振るということはしておりませんでした。

この点については、今後調査を行う場合には、

紛れがないようにするという観点からどのように対処するか、反省すべき点であるというふうにご覧いただいております。

○尾辻委員 ちょっと時間がなくなってきたので言いますけれども、あと、調査方法を聞きたいんですけれども。

さっき言ったように、各労働局に、例えば、おたくは百やりなさいよというわけです。それで、百一とか百二とか、そういうふうに戻ってくるような調査方法になっているんですか。つまり、指定された事業場を調査するのか、それとも数さえあればどんな事業所でもいいのか、そして指定されていない事業所を調査してもいいのか。

この辺、なぜふえたのにわからなかったのかという理由が私は知りたいんです。なぜふえたのにわからなかったのか、事業場がふえたのに。

○山越政府参考人 この調査でございまして、これも、業種別、規模別、地域別に事業場の数を勘案して、本省の方で各労働局ごとの業種別、規模別の調査対象事業場数を決定いたしました。それに従って、各労働局で対象となる事業場を抽出して実施しているところでございます。

○酒光政府参考人 今回の調査に当たりましては、調査設計に基づいて、事業種とか規模別に事業場数を決めて、各労働局で、この規模この業種のカテゴリーに相当する事業場を幾つ選べというふうな指示をしております。その指示に基づいて、各監督署が台帳を持っておりまして、その台帳から無作為抽出をする、そういうやり方をしております。ですから、本省で事業場まで指定し

ているものではない。数は当然管理をしているというものですので、数の管理は、先ほどの返ってきた返送票などによって管理をする、そういうことになりません。

○尾辻委員 ですから、事業場がふえてもわからないシステムになっているのが一つ。

あと、無作為抽出は、どのような無作為抽出をされているのかお答えください。

○山越政府参考人 この調査でございますけれども、業種別、規模別に調査対象を各労働局に割り当てておりまして、各労働局で定められた規模別地域別の事業場の中から無作為で抽出している、選定しているところでございます。これは、各労働局で無作為に選定していることだと思えます。（発言する者あり）

○高島委員長 速記をとめてください。

〔速記中止〕

○高島委員長 速記を起こしてください。

山越労働基準局長。

○山越政府参考人 私どもの調査についての指示におきましては、各労働局で無作為で選定するということを指示しているところでございまして、各労働局で今申しましたように無作為でやっていたといたこと、その方法については特に指示をしていないところでございます。

○尾辻委員 無作為抽出というのはいろんな種類があるんですよ。単純無作為、系統抽出、層化抽出、多段抽出、確率比例抽出、集落抽出、いろいろあるんですけども、無作為抽出ということで精度があるということは、何らかの抽出の方法を

あるということなんですよ。

○酒光政府参考人 今委員がおっしゃったのでいえば、調査設計の段階で規模別あるいは業種別の抽出率を決めておりますので、層化抽出の方法をとっておるわけです。

層化抽出の中で、そのセルに決められた事業場数をどうとるかというのは、無作為抽出をやっておりますけれども、通常のやり方ですと、番号を振っているものを何番置きにとるといって、今委員がおっしゃった系統抽出の方法をとる場合と、あとは本当にガラガラポンとやって、乱数か何かを使って無作為にとる場合、両方あるというふうに思っております、それは労働局によって多分違っていたんだろうと思います。

○尾辻委員 そういうのを調査要領に何も書いていないですよ、無作為選定としか書いていないんですが、本当にやったんですか。

○酒光政府参考人 局もこの仕事を初めてやっているわけではないので、本省においては局を信用して作業をやらせているというふうには認識しておりますし、特にそれで問題があるというふうには聞いていないというふうには、こちらの方では聞いております。

○尾辻委員 いや、答えになっていないですよ。無作為抽出、やはりできていないということ、これはもう統計の精度がないということですよ。

あと一つ聞きたいんですけども、今回の調査の監督のやつ、平成十七年度は情報公開で全部出ているんですね、マスクングなしで。なのに、なぜ平成二十五年だけはこんなに真っ黒になっている

るのか、その理由を教えてください。

○山越政府参考人 お答え申し上げます。

今御指摘をいただきました平成十七年度の調査の際の文書でございますけれども、これがどのような経緯で開示を行ったかということにつきましては、記録を確認することができない、そういう状況でございます、その中身については承知をしていないところでございます。

いずれにいたしましても、この調査的監督でございますけれども、監督指導に付随して行うものがございます。これを公にいたしますことは、監督指導事務の手法等が明らかになるおそれがあるものでございまして、こうしたことからこれについては不開示とさせていただきますところでございます。

○尾辻委員 いや、それは理由になっていないですよ。では、何で十七年はこんなに全部真っ白で出ていて、二十五年の、私たちにはこんな真っ黒で出てくるんですか。野党にだけ情報を出さないということにもなりますよ。ということがまず。あと最後、一件だけ。七ページをごらんください。

十七年、これはあいたから記入要領がわかったんですけども、事業者が、一名の事業所の場合、最長の者と平均的な者、いずれにも重複して記入することというふうになっているんですけど、ここに挙げた七つは同じ数字が入っております。これは誤記入じゃないんですか。

○山越政府参考人 御指摘のケースでございますけれども、先般御答弁申し上げましたように、事

業場規模の調査時点は、四月一日であるわけですが、いずれにしても、労働時間については原則四月ということになっておりまして、例えば事業場規模が四月一日時点で一人でありましてその後労働者がふえたような場合というのは複数記入される可能性はあるわけでございます。

そしてまた、その中で、最長の者、平均的な者、そういった者について把握できないというケースにつきましては空欄とすることも可としておりますので、こういったことはあり得るものというふうに考えているところでございます。

○尾辻委員 いや、私、この記入要領からいくと、これは間違いだと思えますよ。原本を当たっていただけませんか。

これはちよつと、理事会で協議いただきたいと思えます。

○高島委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○尾辻委員 時間が参りましたので、以上で終わりたいと思えます。

ありがとうございます。